

協議第 5 8 号

鷹巣阿仁地域合併協議会の廃止について(案)

平成 1 7 年 1 月 1 7 日付けで、同年 3 月 2 2 日から鷹巣町、合川町、森吉町及び阿仁町を廃し、北秋田市を設置する旨の総務省告示がなされた。

よって、同月 2 1 日をもって鷹巣阿仁地域合併協議会は廃止するものとする。

なお、会計処理については次のとおり取り扱うものとする。

平成 1 7 年 1 月 2 4 日 提出

鷹巣阿仁地域合併協議会
会 長 岸 部 陞

記

- 1 . 協議会予算の収支については、協議会規約第 1 8 条の規定に基づき廃止の日をもって打ち切り、会長がこれを決算し、監査委員の監査を受けるものとする。
- 2 . 決算・監査の報告については、速やかに決算・監査報告書を作成し、各委員に通知するものとする。
- 3 . 廃止の日に存する鷹巣阿仁地域合併協議会の財産及び事務については、すべて北秋田市に引き継ぐものとする。